

知的財産・T L O・起業

エヌアイティーエルオー フェロー会員 ○中村 正博

1. はじめに

「日本経済はこれからさらに下降するのである。なぜなら、上昇するための統治機構の改革や、政治・経済システムの変更を全くしていないからである。それらをすべてやって、しかもうまく行った場合にのみ、（中略）『長いトンネル』を経て、再浮上する。そのプログラムを明確に遂行しなければ、下降することはあっても浮上することはない。」¹⁾、こんな日本にならないために、本文ではその一つの打開策について述べる。

近年、特許や実用新案をはじめとする知的財産に関する新聞記事が多く見られる。これは、様々な分野でグローバル化が進む昨今、国立研究機関、大学、民間企業などで研究された結果、発明された成果や新技術が第三者に模造され、ヒト・モノ・カネと長い年月を費やして井戸を掘った人が報われない等の事象を防ぐ意味からの警告とも受け取れる。一方、T L O（Technology Licensing Organization）すなわち特許申請・技術移転の機構に関する新聞記事も多く見られる。これは、特に国立研究機関や大学での研究成果を特許化し、それを産業界で活用し産業再生とともに研究機関の活性化促進を狙ったものと考えられる。

自動車・機械や電気・電子はじめ最近ではバイオ関連などの業界では、知的財産の重要性は認められているものの、どちらかといえばわが国の建設業界では知的財産に対する関心が低かったといっても過言ではない。これは、建設業界がドメスティックな業界であり、グローバル化の波から比較的遠い距離にあったためと理解できる。また、公共性の高い工事では、特定の会社が特許を保有している新技術については、これまでその利用が難しかった点も、建設業界での特許取得があまり積極的でなかった理由といえよう。

ところが、グローバル化や外圧の言葉に代表されるように、中国をはじめとする海外への製造業進出に伴う国内の空洞化や、規制緩和を含む構造改革に伴う痛みは、今後も続くことを覚悟しなければならない。これらの難局を乗り越えての再生には、もはや護送船団方式や旧態依然の体制では高齢化が進むわが国の未来はないといっても過言ではない。本文では、国際社会におけるわが国の現状を再考するとともに、我々の取るべき道の一つとして、表題の知的財産・T L O・起業について考えてみたい。

2. 世界における日本の競争力

表—1 のスイスの国際経営開発研究所（IMD）の世界競争力ランキング（主要 49 力国・地域）²⁾を見ると、わが国が克服すべき課題が浮き彫りになる。日本は 1993 年を最後に総合首位の座を失い、昨年は 26 位に

表—1 主要 49 力国・地域の競争力比較

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	日本の順位
総合	米国	シンガポール	フィンランド	ルクセンブルグ	オランダ	26
内外直接投資	米国	英国	ドイツ	フランス	ベルギー	8
雇用	中国	シンガポール	ルクセンブルグ	タイ	イスラエル	8
市場開放度	香港	フィンランド	ニュージーランド	オーストリア	アイルランド	42
大学教育	イスラエル	フィンランド	アイルランド	シンガポール	米国	49
産学連携	フィンランド	イスラエル	米国	シンガポール	アイルランド	32
生産性	米国	ノルウェー	ルクセンブルグ	ベルギー	アイルランド	26
熟練工の割合	フィリピン	アイスランド	オーストリア	シンガポール	オーストラリア	10
新規事業志向	香港	イスラエル	米国	アイルランド	オランダ	49
開業しやすさ	米国	香港	イスラエル	エストニア	ハンガリー	49
通信インフラ	米国	スウェーデン	フィンランド	アイスランド	オーストラリア	19
研究開発	米国	日本	スイス	ドイツ	スウェーデン	2

キーワード 知的財産、T L O、起業、自社株購入権、特許

連絡先 〒214-0001 川崎市多摩区菅 2—10—26 フェニックス・フラット・エム 407 （株）エヌアイティーエルオー
T E L 044-944-9149 E-mail:nakamara@poppy.ocn.ne.jp http://www7.ocn.ne.jp/~nitlo/

まで後退した。個別分野で評価が低いのが「ビジネスの効率性」で30位、「経営者の新規事業志向」や「開業のしやすさ」、「大学教育」、「株主の権利と責任明確化」は最下位である。「研究開発力」が2位になるなど製造業の技術力を反映した部門は上位であるが、技術移転のための「産学連携」は低く、力を発揮できていない。

3. 産業再生のための知的財産・TLO・起業そして事業運営

中国の台頭によるわが国の製造業の空洞化や貿易黒字の減少、技術開発型ベンチャーの創業の少なさ、大学の研究環境の劣化など、技術貿易立国どころではない低迷が続いている。特許審査の迅速化や、特許侵害の賠償額の低さなど行政・司法改革の遅れも、内外から指摘されていた。文部科学省の調べによると、日本の大学の特許出願件数年間約370件（1999年）で、米国の約5200件（1999年）に比べるとはるかに少ない。このような現状から、小泉純一郎首相が主宰する「知的財産戦略会議」が2002年3月20日に発足した。

この4月施行の改正商法で新株予約権を活用したストックオプション（自社株購入権）が導入されるのに対応し、企業の役員や技術顧問を兼務する国立大学教員が報酬を株式や新株予約権で受け取ることができるなど、文部科学省は大学発ベンチャー育成に向け、国立大学教員の新たな兼業規定を作成した。これは、米国に比べ制約の多かった報酬や勤務形態などの規定を大幅に緩和し、産学間の人材交流を促し産業振興につなげるのが狙いである。全国の国公私立大学から生まれたベンチャー企業が251社（2001年8月時点）となり、経済産業省は2002年度から3年間に大学発ベンチャー1000社設立の目標を掲げ、研究助成や経営支援制度を充実させる予定である。

一方、建設業界は厳しい状況であることに変わりはなく、倒産、再編、リストラの嵐が吹き荒れているのが現状である。また、国立研究機関や大学の独立行政法人や国立大学法人へ向けての動きもあり、官学民いずれの分野でも、もはやこれまでどおりに過ごすことはできない。このような中、技術に関わる我々にとって、知的財産を取得することの重要性は一層増すことを認識しなければならない。また、大学発ベンチャー1000社設立の目標のうち、建設業界では何社が設立されることになるのだろうか。日本人は90年代、「内向き、下向き、後ろ向き」であった¹⁾からこそ、再生に向けてこのような1000社設立構想が出現した訳で、ならば元気のない建設業界だからこそ多数の会社を設立させたいものである。ただし、会社を作るのは難しい訳ではなく、会社を運営するのが難しいことを肝に銘じる必要がある。

特許や実用新案をはじめとする知的財産に関して、官学民の連携の中で、特許申請や技術移転を行うのがTLOの役目である。言い換えれば、ニーズを持っているユーザーと、シーズを持っているがユーザーを見つけれない特許権者、これらを結びつけるのもTLOの役目である。さらに、研究成果を特許化したい場合はもちろんのこと、特許をもったベンチャーの事業運営を支援する場合などにも、TLOの役割を拡大すべきであろう。このように考えれば、大学発TLOの限界や大学発ベンチャーの限界も考慮し、官学民の真の連携こそ、必要不可欠といえよう。

4. おわりに

筆者自身、官学民連携のTLOを目指し、昨年株式会社を設立した。大学発ベンチャー会社の設立支援も考えて、自分の会社の登記手続等々をすべて自分でやってみた。面倒ではあるが会社を設立すること自体、決して難しいことではない。難しいのは、新技術を発明し、それを特許化し、それを必要とするユーザーを見つけ出し、そのユーザーの事業を開花させ、自分自身も報われるようにすること、その一連のプロセスを実現することこそが難しいのである。このプロセスを遂行するには、発明するヒト、社会に役立てるための特許化をするヒト、特許化された新技術を理解しそれを求めるユーザーと繋ぐヒト、ユーザーが新技術を使って行う新事業を支援するヒトなどが必要不可欠であり、本文に関心のある読者と連携し、海外展開も図りたいものである。

参考文献

- 1) 著者・大前研一、訳者・吉良直人：新・資本論—見えない経済大陸へ挑む、東洋経済新報社、2001年11月8日、pp. -
- 2) 国際経営開発研究所 IMD：2001年世界競争力調査、日本経済新聞、2002年3月21日朝刊